

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録	
開会日	令和4年12月1日（木）午前9時30分
閉会日	令和4年12月1日（木）午前11時00分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 岡崎つよし 副委員長 富田えいじ 委 員 青山直道 加藤和男 木村さゆり さとうゆみ 田崎あきひさ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため 出席した者の職 氏名	市長 吉田一平 企画政策課長 山本晃司 総務部次長（行政、財政担当） 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 福祉部長 川本満男 次長（福祉、長寿担当） 近藤かおり 次長（保険医療、健康推進） 中野智夫 長寿課長 水野真樹 課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当）兼地域支援係長 森 延光 いきいき長寿係長 富田昌樹 保険医療課長 林 元美 国保年金係長 浜田のぞみ 医療係長 武田憲明 みどりの推進課長 山本一裕 陳情者  陳情者 長久手市中央図書館の指定管理を考える有志 の会 代表世話人  計 16 人
職務のため出席 した者の職氏名	議長 川合保生 議会事務局長 横地賢一 主任 佐藤有美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

陳情第3号 中央図書館の指定管理に関する陳情

委員長 陳情者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

陳情者 中央図書館の指定管理に関する陳情について、陳情理由は、以下の5点である。

- 1、中央図書館は重要な社会教育施設であり、指定管理者制度に適していない。指定管理者制度は、経費の削減だけを目的に導入することはできず、公の施設の目的、図書館の場合は「教育と文化の発展」を達成しつつ導入できる制度である。長久手市は経費の削減を目的としているのか、「教育と文化の発展」を目的としているのかわからない。その両方が目的であるのかもしれないが、どちらも難しいのではないかと思う。
- 2、進め方について、中央図書館運営協議会で直営がいいという答申が出ているにもかかわらず、この答申を尊重せず、また、専門家の意見・要望を踏まえず、市民の意見を十分に聞くこともせずに強引に進めているように感じる。
- 3点目から5点目は、指定管理者制度の具体的な問題点である。
- 3、経費の削減は限定的と言われている。削減につながりにくい理由として、消費税が課税されること、管理の複雑化、すでに正規職員から会計年度任用職員への置換えにより削減が進んでいることなどが挙げられる。他市町の例では、職員が定着しなかったり、事業者に限りがあるといった問題も発生しており、それらも経費の削減につながらない背景として考えられている。
- 4、サービスの改善について、予算をつけたり施設の改修によって可能になるものも多いと感じる。喫茶店のような滞在型の図書館にしてサービスが向上したという自治体もあるが、図書館のあり方は、図書館法や文部科学省の告示で、持つべき機能や提供すべきサービスが示されており、そういう本来あるべき図書館のあり方を変えてしまうのはいかがなものか。

一方で、むしろサービスが低下しているとの報告もある。ノウハウの

継続性や選書の質、レファレンス機能の低下なども指摘されている。

5、ボランティアの熱意が損なわれる心配がある。中央図書館は100人近いボランティアの活躍により、非常に高い水準を保っている。今、うまくいっているものをあえて変える必要があるのだろうか。

以上の理由から中央図書館への指定管理者制度の導入について、方針の再検討、端的に言うとは反対していただきたい。また、市の方針転換がなかなかまとまらない場合は、市民が指定管理について知り、考え、話し合う時間と機会を設けるように市行政へ働きかけていただきたい。

委員長 趣旨説明について質疑及び意見はあるか。

わたなべ委員 市民が指定管理について、話し合う時間と機会を得るための十分な期間は、どれくらい必要だと考えるか。

陳情者 具体的な期間は示しにくいですが、市民と話し合う場を設けた場合、準備や周知、結果をまとめる期間を含めると、かなりの時間が必要ではないかと考える。

わたなべ委員 経費の削減とサービスの改善のどちらも実現できない恐れがあるとのことだが、具体的にはどのような内容か。

陳情者 別添資料の17ページに指定管理者制度を導入した他都市の経費についての事例を挙げている。

田崎委員 本市が図書館を指定管理にする目的がわからないとのことだが、市は行政改革の重要課題事業という名目で指定管理にしていると言っている。このことに関しては、どのように考えるか。

陳情者 公共施設には、指定管理に向く施設と向かない施設があるといわれている。建設時点では公共サービスとして提供すべきという判断がなされたものの、やや広げ過ぎたために民間に任せるという流れに世の中が変わってきた。そこで今改めて、公共で提供すべきか民間で提供すべきかの見直しが行われているが、見直しは個々で具体的に考える必要がある。図書館の場合、図書館法や専門家の見解からも指定管理には向かないといわれている。私も図書館は公共サービスとして提供するべきで、指定管理には向かない施設であり、行政改革の方針に挙げるべきではないと考えている。

田崎委員 「指定管理」と「業務委託」という言葉を明確に分けて使うと、今回の陳情では、一部の業務を委託することに関しては、触れていないという認識でよいのか。

陳情者 別添資料の14ページから15ページで触れている。例えば窓口業務では、現在は司書資格を持つ会計年度任用職員が窓口に固定されているが、図書館のいろいろな業務を担える「多能工」の職員として雇われている。仮に

窓口業務だけを切り離した場合、レファレンス能力のあまりない職員が配置されたら、「単能工」となって職場が上手く回らない恐れがあり、慎重に検討してもらいたい。

わたなべ委員 100人近くいるボランティアが指定管理のことを不安視しているとのことだが、どのように調査したのか。

陳情者 全員に調査したかったが、つながりがなく、若干名のボランティアに直接伺った。指定管理になることを知らない人や最近聞いたばかりの人が多く、知る機会も、考える時間も与えられていないと感じた。ただ、ボランティアグループは幾つもあり、連絡会もないため、ボランティアの間で話し合う機会はなかなか作りにくい状況にあったと思う。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

委員長 ■■■氏から、中央図書館の指定管理に関する陳情が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

木村委員 当該関係機関に善処方を求めることがふさわしいと考える。

委員長 当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

<異議なし>

委員長 陳情第3号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。
この際、暫時休憩。

<午前9時49分休憩>

<午前9時50分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

陳情第4号 長久手市中央図書館の指定管理者制度導入に関する陳情

委員長 陳情者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

陳情者 私は長年中央図書館の現場で働いており、8月末に図書館の指定管理者制度導入が検討されていると聞いたときは、我が身を削られる思いであった。それで急きょ学習会を開いて、学び、検討してきた。公共財である図書館を本当に指定管理にしていいいのか、多くの人で考え、慎重に進めて欲しいという思いから、今回陳情書を提出した。

長久手市中央図書館への指定管理者制度導入をやめてほしい。導入の経緯を市民に丁寧に説明し、意見を聞く場を設けてほしい。この2点を、議会から市行政へ働きかけていただきたい。

陳情理由は、以下の４点である。

- 1、社会教育機関であり、無料が原則の図書館に営利を目的とする業者の参入はなじまない。
- 2、公共図書館の役割を軽視している。学校連携司書の役割、101 人のボランティアの役割、郷土資料を収集保存する役割が継続して保障されるのか不安である。
- 3、指定管理者制度には問題点がある。５つ挙げた問題点のうち、特に訴えたいのは４点目である。ある図書館で実際に起こったことだが、教育委員会の判断で、警察に貸出記録を提出した自治体があった。貸出記録は利用者の人権に関わる情報である。第二次世界大戦後、図書館人は、戦後の反省から図書館の自由に関する宣言を定めた。現在、デジタル社会で簡単に情報が流出してしまう時代だが、そういう時代だからこそ、民間業者に任せていいのか不安である。
- 4、市民不在で進められており、長久手市中央図書館管理運営検討委員会への説明責任も果たされていない。無料が原則の図書館に事業収入がないのは当然のことなのに、行政改革の重要課題事業に「事業収入の見込がないが、支出約 8,900 万円が多い」という文言が書かれたこと自体に行政の見識が問われる。サウンディング調査の報告書を見たが、その中に業者からの目新しい提案はなく、こういう図書館にしようという意欲も感じられなかった。

最後に訴えたいことは、私たちの税金は、公共財の維持と発展のために使って欲しいということである。知の拠点である図書館を、手放すのではなく、もっと予算を増やして充実させて欲しい。

- | | |
|--------|--|
| 委員長 | 趣旨説明について質疑及び意見はあるか。 |
| わたなべ委員 | 予算を増やして充実させるとは、具体的にはどのようなことか。 |
| 陳情者 | 資料費を削らず、もっと本を購入して欲しい。また、学校連携司書が少なく、中学校には週１回ぐらいしか行けていないので、学校連携司書を充実させて欲しい。行政改革で人員が削減されているが、正職員が図書館に愛着を持ち、どういう資料を将来に渡って保存、提供していくのか真剣に考えられる職員体制を作って欲しい。 |
| 田崎委員 | 行政改革で指定管理者制度を導入するという市の方針に対して、制度がよくないという趣旨か、制度はいいが、図書館にはなじまないという趣旨か、見解はどうか。 |
| 陳情者 | 指定管理者制度そのものは否定しないが、図書館にはなじまないと思う。本の提供は料金を取って行うものではないため、図書館運営で利益を出せ |

るとすれば、喫茶店が入ることくらいしか思い当たらない。

一番の問題は契約期間があることである。図書館業務は結果が出るのに時間がかかる。今現在がどうかではなく、何年後かになって、どういう資料を保存していて、提供できるかということも非常に重要である。短期間の契約でそこまで考えて管理運営することが本当に可能なのか疑問である。

田崎委員 今回の陳情では、一部の業務を委託することに関しては、触れていないという認識でよいか。また、「原則無料の図書館に事業収入がないのは当然」という表現があるが、事業収入を得る活動自体も否定しているのか、経営努力の中で事業収入を得ることが事業所にはあっても問題ないのか、趣旨としてはどちらのニュアンスか。

陳情者 図書館の法的根拠は図書館法である。図書館法では利益を出していいとは一切書かれていないと思う。

部分的な業務委託については、会で検討していないので、この場で個人的な見解を述べることは控える。

田崎委員 先ほどの質問について、「原則無料の図書館に事業収入がないのは当然」という記載の解釈として、行政のあり方として何かしらの事業収入を得る努力をするというトレンドがある中、絶対にやってはいけないという趣旨なのか、何かしら経営努力をすることは認めるのか、温度感はどのようか。

陳情者 その点についても、会で検討していないので、この場では回答を控える。

わたなべ委員 情報公開や意見聴取の望ましい方法やその期間については、どのように考えているか。

陳情者 市ではよくホームページでパブリックコメントの募集をしているが、インターネット環境がない市民もいる。市民からの意見聴取は、広報紙と併用して行うべきだと思う。

最近では、もえるごみ袋の値上げが市民に知られる前に新聞に掲載された。片や行政としてやりたいことは先行してそういうこともやるのに、図書館のことは一切書かれていない。

大島議員が3月議会で取り上げていたと後で聞いたが、議会だよりも隅から隅まで読むこともなかなかできず、やはり私たち市民にとって身近な広報紙で知らせるべきだと思う。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

委員長 長久手市中央図書館の指定管理を考える有志の会代表世話人 〇〇〇 氏から、長久手市中央図書館の指定管理者制度導入に関する陳情が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見は

あるか。

青山委員
委員長

当該関係機関に善処方を求めることがふさわしいと考える。
当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

＜異議なし＞

委員長

陳情第4号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。
この際、暫時休憩。

＜午前10時18分休憩＞

＜午前10時30分再開＞

委員長
市長

休憩前に引き続き会議を再開。
あいさつ

議案第63号 長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

保険医療課長
わたなべ委員

議案第63号について説明

今回、医療費助成を拡大する高校生世代には、新たに受給者証が交付されるのか。また、医療費の支給方法はどのようなか。

保険医療課長

受給者証は交付しない。医療費の支給方法については、現金給付となるため、一旦、医療機関で自己負担額を支払った後、市役所窓口にて償還払いの手続きをしてもらう必要がある。

さとう委員

このタイミングで所得制限を廃止する理由は何か。

保険医療課長

市民の意見や近隣市町の状況、昨今の社会情勢等を勘案し、令和5年度から廃止する予定を繰り上げた。

さとう委員

現行では、高校生世代は非課税世帯のみが対象となっているが、制度開始からの実績はどのようなか。

保険医療課長

現行の制度を開始した令和3年度以降の申請件数は、令和3年度が1件、令和4年度は現時点で0件である。

さとう委員

他の自治体では、入院に係る医療費助成を現物給付としている自治体もあるようだが、本市も現物給付を考えなかったのか。

保険医療課長

近隣市町の状況としては、現金給付が多い。現物給付を採用している日進市から事務上の課題も聞いており、近隣市町の状況と合わせて、今回は現金給付とした。

田崎委員

高校生世代という表現をしている理由は何か。

保険医療課長

18歳になる年の年度末までだが、高校に通っていない社会人などもあるため、高校生世代という表現をしている。

田崎委員 通院に係る医療費助成については検討したのか。通院も含めた場合に必要な費用はいくらか。

保険医療課長 近隣市町の状況を見ても、通院に係る医療費助成を始めた自治体は比較的最近であり、近隣市町の状況や実績、また、当市の入院に係る医療費助成の実績を見ながら検討したいと考えている。通院も対象とした場合の費用については、8,000万円ぐらいかかると試算している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論

わたなべ委員 現金給付ではなく、現物給付を要望するが、今後、入院治療の必要な子どもたちを、保護者が安心して入院させることができるため、賛成討論とする。

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 66 号 長久手市福祉の家温泉交流施設及び長久手市田園バレー交流施設の指定管理者の指定について

長寿課長 議案第 66 号について説明

わたなべ委員 契約期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とした理由は何か。

長寿課長 P F I コンセSSION方式による公民連携事業は、実施方針の策定から業者選定までに約 2 年間を要し、令和 7 年度からの事業開始を予定しているためである。

わたなべ委員 現在の事業を継続するということか。

長寿課長 そのとおりである。

わたなべ委員 令和 5 年 10 月から導入されるインボイス制度について、出荷する農家が

減ってしまう懸念があるが、取引している農家とはどのように調整しているのか。

みどりの推進課長

インボイス制度に関しては、出荷者である市・ござらっせの会の会員向けに説明会を実施してもらえるよう、株式会社長久手温泉が昭和税務署に依頼する予定だと聞いている。

わたなべ委員 小規模農家についても、支援可能な取り組みをされるということか。

みどりの推進課長

現状では本市は少量で多品種を扱っている農家が多いため、今後も十分に、対応可能な支援をしていく。

さとう委員 令和7年度以降について、長久手温泉ござらっせとあぐりん村は、それぞれ別の指定管理とすることが決まっているのか。

企画政策課長 P F I コンセSSION方式による公民連携事業は、これから約2年半かけて、具体的な事業スキームの作成を含め、一連の業務を行っていく。今後のあぐりん村と福祉の家全体のあり方については、その中で検討するため、現時点では回答できない。

さとう委員 残り約2年半のP F I 事業の業者選定までのスケジュールは決まっているのか。

企画政策課長 これから進めていくことになるが、議会にも経過や検討状況を説明していきたいと考えている。

さとう委員 サウンディング調査の結果を見ると、温泉事業を実施するにあたり、あぐりん村とセットでないと採算がとれないとの意見も多いが、仮に長久手温泉ござらっせをあぐりん村と合わせてP F I 事業とする場合、株式会社長久手温泉は解散するのか。

企画政策課長 株式会社長久手温泉を含め、将来のあり方については、これから検討していくため、この場では回答できない。

わたなべ委員 高額な費用を要する温浴施設の機器の取り替えや修繕は、この2年間に実施されるのか。

企画政策課長 公民連携事業の柱を健康増進としており、その観点から温浴事業が市として今後も必要なのか、必要であるなら、費用負担や費用対効果を含めてどの程度活用するか、民間事業者の意見も聞きながら検討したいと考えている。

わたなべ委員 市民への説明や情報公開についてはどのように考えているのか。

企画政策課長 P F I 法のガイドラインや長久手市みんなでつくるまち条例に基づき、適切に行っていききたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 00 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 4 年 12 月 1 日

教育福祉委員会委員長 岡崎つよし